

評価者名を公表する。この場合において、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。

- (③) 特に、大規模プロジェクトについては、①に留意しつつ評価結果を具体的に公表する。

#### 4. 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

評価結果を十分に活用し、研究の一層の活性化を図るため、画一的、短期的な視点のみにとらわれないよう留意しつつ、評価結果を研究開発費等の研究開発資源の重点的・効率的配分、研究開発計画の見直し等の研究企画に適切に反映することが必要である。このことは、柔軟かつ競争的で開かれた、より創造的な研究開発環境の醸成に寄与し、活力あふれた研究開発を推進することにもつながるものである。

#### 5. 評価支援体制の整備

##### (1) 電子化の推進

研究開発の評価を行うに当たっては、評価者・被評価者双方において、関係資料の準備やその検討など、一連の評価業務に係る作業が必要となるが、評価に伴うこれらの作業負担が過重なものとなり、かえって研究開発活動に支障が生じてはならない。そこで、評価実施主体においては、さらに効率的な研究開発の企画等を図るため、被評価主体や研究者の協力を得て、各課題ごとに研究者（エフォートを含む。）、資金、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果を含むデータベースを構築し、管理する必要がある。

さらに、審査業務及び評価業務を効率化するために、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等における電子システム化を進めることが望ましい。

##### (2) 人材の確保

評価実施主体は、評価体制を充実するため、評価担当者をおき、国内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置するように努める。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てることが望ましい。また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努めることも必要である。

#### 6. 評価における客観性の確保と研究の性格等に応じた適切な配慮

- (1) 評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の検討を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。
- (2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、例えば遺伝子資源

の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究事業等や研究開発機関に適した評価を行うことが必要である。

- (3) 国立試験研究機関の試験・調査等は、各種の研究活動の基盤整備的な役割を担うものであり、評価に当たっては個々の業務の性格を踏まえ、一般的な研究開発活動の評価の際に使用される評価指標、例えば論文数や特許権の取得数などとは異なる評価指標を用いるなどの配慮が必要である。

## 7. 評価に伴う過重な負担の回避

- (1) 評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、大規模プロジェクトと少額又は短期の研究開発課題とでは評価の方法に差を設けるなどの配慮が必要である。評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は、変更の理由、基準、概略等を予め示す必要がある。
- (2) 研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して評価を実施するなど、効率的な評価を実施する。
- (3) 個々の研究開発施策、研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価（以下単に「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないよう、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。

## 8. その他

独立行政法人については、独立行政法人評価委員会による評価が行われることとされており、本指針の対象としていないが、本指針を参考として独立行政法人に係る評価を行うことを妨げるものではない。

## 第6章 本指針の見直し

厚生科学審議会は、評価の実施方法について必要に応じて再検討を行い、本指針をより適切なものとすべく見直しを行うものとする。

## 第2編 研究開発施策の評価の実施方法

### 1. 評価体制

各研究事業等の所管課は、当該研究事業等の評価を行う。

## 2. 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の目標、制度、成果等について、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

研究事業等の特性に応じて柔軟に評価を行うことが望ましいが、「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性、発展性等）、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

## 3. 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。

# 第3編 研究開発課題の評価の実施方法

## 第1章 競争的資金による研究開発課題の評価

### 1. 総括的事項

- (1) 厚生労働省の科学研究開発の大部分は、行政施策に関する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点の両面から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うことができる。
- (2) 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようするために、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する、評価項目を厳選する等の配慮を行う。
- (3) 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求める（ヒアリング）こと及び施設の訪問調査を実施するものとする。
- (4) 特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るために、研究代表者及び分担研究者のエフォートを明らかにし、新規課題の選定等の際に活用する。
- (5) 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。

### 2. 評価の実施体制

#### (1) 評価委員会の設置

- ① 事前評価及び中間評価・事後評価を行うため、各研究事業等の所管課又は各研究事業等を所管する法人（以下この章において「所管課等」という。）は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下、評価委員会）を置く。
- ② 事前評価委員会及び中間・事後評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。
- ③ 評価委員会は、原則として当該研究分野の専門家から構成される。また、必要に応じて専門家以外の有識者等や、所管課等及び本省関係課に所属する者も委員とすることができます。
- ④ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

#### (2) 評価小委員会の設置

- ① 所管課等は、必要に応じて当該研究分野の専門家、本省関係課に所属する者からなる評価小委員会を置くことができる。
- ② 評価委員会は、評価小委員会の委員を選任する。

#### (3) 評価委員会及び評価小委員会による評価の実施

- ① 評価小委員会は、各研究開発課題について、専門的・学術的観点と行政的観点から書面による評価を実施し、評価委員会に報告する。
- ② 評価委員会は、各研究開発課題について、専門的・学術的観点からの評点、行政的観点からの評点等から（評価小委員会を置いた場合には、評価小委員会の報告も踏まえて）評価を行う。
- ③ 評価においては、1課題に対して評価委員会又は評価小委員会の複数名の委員が行うものとする。

#### (4) 利害関係者の排除

- ① 評価委員会及び評価小委員会の委員は、当該研究事業等に応募すること（分担研究者として応募することを含む。）ができないものとする。
- ② 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者の研究開発課題については、評価しないものとする。

#### (5) その他

評価に必要な申請書等の様式、委員の任期等については、所管課等が別途定めるものとする。

### 3. 評価事項

#### (1) 事前評価の評価事項

事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

##### ① 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

###### ア 研究の厚生労働科学分野における重要性

- ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか

###### イ 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が厚生科学分野の振興・発展に役立つか

###### ウ 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

###### エ 研究目標の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか

- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

###### オ 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか

##### ② 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項

###### ア 行政課題との関連性

- ・ 厚生労働行政の課題と関連性がある研究であるか

###### イ 行政的重要性

- ・ 厚生労働行政の課題における重要性が高い研究であるか

- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

###### ウ 行政的緊急性

##### ③ 総合的に勘案すべき事項

###### ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

###### イ 主任研究者及び分担研究者のエフォート等を考慮する。

###### ウ これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。

###### エ 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても説明を求めるものとする。

##### ④ 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

## (2) 中間評価の評価事項

中間評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

### ① 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

#### ア 研究計画の達成度（成果）

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか

#### イ 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

#### ウ 研究継続能力

- ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
- ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

### ② 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

「期待される厚生労働行政に対する貢献度」等を評価事項とする。

### ③ 総合的に勘案すべき事項

ア いづれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

イ 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究開発課題に対する研究開発課題の概要、研究の経過、今後の展望等についても説明を求めるものとする。

## (3) 事後評価の評価事項

事後評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

### ① 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

#### ア 研究目的の達成度（成果）

- ・ 計画していた目的を達成したか
- ・ 計画していた目的を達成できなかった場合、どこに問題があったか

#### イ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

- ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

#### ウ 研究成果の発展性

- ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか

#### エ 研究内容の効率性